

宗谷

宗谷教職員組合

「宗谷情報」No.17 平成26年3月11日発行
発行責任者：八木 博

〒097-0004 稚内市緑2丁目4-21 宗谷教育会館
Tel 0162-22-2480 FAX 0162-22-2484
mail info@soya-teachers.org web : http://www.soya-teachers.org

4月からの勤務時間帯のチェックは大丈夫？ 条例改正で休憩時間が45分に。

この春、私たちの勤務条件が少しだけ前進します。「休憩時間六〇分」の勤務体系が改正されます。二〇〇九年に北海道では、公務員の待遇改善のため教職員も含めて、休憩時間を六十分とする条例改正が行われました。その結果として、全く休めない休憩時間が十五分伸びてしまいました。宗谷教組をはじめとする道教組は、「休憩時間を四十五分に戻し、勤務時間短縮をはかる」ことを求めてきました。今回の条例改正は私たちが主張してきたことを道教委が認めたもので、貴重な成果といえます。一方で、「少なくとも四五分」の休憩時間を定めるもので、現行通りの勤務体系でも問題は生まれません。しかし、学校づくりを検討するうえで、私たち教職員の負担を軽減するためには、校長先生を中心に、春からの勤務体系（出退勤時刻・勤務時間の設定）について、民主的に検討されることが大切です。

**出退勤時間・休憩時間は交渉事項です。
分会長を先頭に校長先生との話し合いを設けましょう。**

何かと「交渉」が煙たがられる昨今です。しかし、職員の勤務条件は地方公務員法第五五条に定められた交渉事項です。学校管理規則で定められている職員の勤務時間の「割り振り」（出退勤時間・休憩時間）は、各学校（つまり

校長先生）に決定権限があるものです。教職員集団として職員会議等で広く意見を求め決定されることはもちろんですが、組合としても意見交換や交渉事項として対話することが必要です。

**区別と関連を大切に、
職場の声をもとにした
勤務体系を**

単に「休憩時間が四五分になる」といつても、様々な場合があるでしょう。

「五分」という時間を勤務終了時刻を早める『出勤時刻を遅くする』などが考えられます。分会はもちろん、教職員集団としての声、要求をつかんで校長先生と交渉をすることが大事です。

**休憩時間は労基法で
「一斉付与」が原則
とされています**

労働基準法第三四条では、「休憩時間は一斉に与えられなければならない」と定めています。休憩時間を個別付与にすることは、管理者による休憩確保の管理責任を曖昧にし、本当に休憩を取ることが難しくなることにつながります。

現実対応として、大都市の中学校で個別付与の考え方を取り入れている場合もありますが、学校づくりに影響が出たり、休憩時間確保が教職員の「自己責任」とされるなどが懸念されます。

**実質的に休憩を確保できる
工夫づくりを**

休憩時間は、職場から離れて用事を足したり、体を休めるための大切な時間であり、有効に利用されるべきです。道教委は今回の条例改正の折に「休憩時間分が実質的にとれるように」と説明しています。

例えば「個別付与」の時間に予定外の業務が入った場合など、違う時間帯に個別付与を変更するとかの弾力的な運用などの現実対応についても話題にすることで、「休憩時間四五分が実質的にとれるように」なっていくことが重要です。

休憩時間改正 Q & A

Q. 「休憩時間の短縮」で勤務条件は悪くなるのでは？

仮に休憩時間にしっかりと休むことができているのなら、その通りかもしれません。ただ、実際には会議や保護者対応などで休むことが難しい時間帯なのではないでしょうか。今回の条例改正により、学校では休憩時間をこれまでの「1時間」から「45分」に短縮した場合、出勤時間を15分遅くする、退勤時間を15分早めるなど、15分間の拘束時間の軽減を図ることが可能になります。拘束時間の縮減という点で勤務条件の改善といえるでしょう。

Q. 休憩時間の取り方。まとまった45分でなければならない？

休憩時間はもともと「分割」も可能(30分と15分とか…交渉事項です！)とされていますが、休憩時間とは、単に作業に従事しないいわゆる手持時間は含まず、労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間をいいますので、分割された休憩時間がごく短い場合、休憩時間の自由利用が事実上制限されるため、労働者が労働から完全に解放されているとは評価されない場合があります。

Q. 休憩時間の置き方について

休憩時間は、あくまで「勤務の途中」におくものですので、これを「出勤時」「退勤時」に接続させ、出退勤時間を45分早めたり遅らせたりはできません。

Q. 今回出された「個別付与」の考え方。それってどういうこと？

個別付与になった場合の不安は、休憩することの責任があいまいになることです。休憩時間の実質確保、職員の負担軽減、休憩時間の組合活動などを含む諸権利確保などの適切な運用という面では、煩雑になることが予想されます。基本は労働基準法にも定められている「一斉付与」でしょう。

月々600円の貯金しませんか？

全教共済のご案内

全教共済ってごぞんじですか？

組合員の生活をより豊かにするための助け合いの制度です。そして、同時に組合の財政を豊かにするものでもあります。

このふたつがあるから、宗谷教組では全教共済への加入を呼びかけています。

総合共済は、月々の掛金が600円で、様々なお祝い給付・お見舞い給付がもらえます。また、退職時にはかけ金が全額返金される制度です。人生の節目に給付をもらいながら、月々600円の貯金をしている感覚で気軽に申し込みます。

また、「教職員賠償責任共済」もおすすめてです。業務中に起こった「事故」に対して責任を問われたときに、損害賠償金や訴訟費用を保障する制度です。

(こちらは、他の共済とのセットで加入、掛け捨てです。月々150円)

お祝い給付	お見舞い給付
●結婚したとき…1万円	●本人が亡くなったとき…10万円+遺金給付(現金全額)
●出産したとき…5千円	●配偶者が亡くなったとき…3万円
●結婚記念日に…2万円 (第15年・25年・35年のいずれか1回)	●子どもが亡くなったとき…2万円 (未婚・未婚・25歳未満)
●独身の方に…2万円 (※加入年齢10年以上かつ40歳以上の独身で家事労働を受けたことのない方)	●親が亡くなったとき…1万円 (実父母・義父母・養父母を問いません。2回まで)
	●病氣療養見舞金…1万円 (連続して30日以上有病欠勤。ただし給付は1年に1回)
	●火災見舞金…最高10万円
	●自然災害見舞金…最高10万円 (地震・火災を含む)
	●全壊・流失…10万円 (地震災害の次年度卒業生、30cm以上の床上浸水による損壊も含まれます)
	●半壊…5万円
	●部分壊…1万円 (30cm未満の床上浸水および床下浸水による損壊も含まれます)
	●救助法適用見舞金…5千円

増税には間に合わないかも。でも車を欲しい！ そんなあなたは宗谷教組に相談を。



増税まであと数週間。車の入れ替えを考えている…そんな時にも組合はちょっとだけ力になれるんです。気になるあなたは、分会長さん または 宗谷教組本部までお問い合わせください。

全教共済の資料は分会長さんのところにあります。
気になる先生は分会長さんまで！

宗谷の四季

◆今年の稚内は、雪が少なかったように感じています。そんな中で早くも卒業式や内示など、学校の一年を締めくくる時期となりました。一年間、おつかれさまです。

◆2013年は、組織拡大と組織強化が進んだ一年でした。自分たちの教育要求・生活要求はもちろん、目の前の子どもたちの学ぶ環境や生活がより良くなることに意識を集中させて、組合員のみんなの創造力と実行性で、とても活発な活動が広がりました。

◆このいい流れを2014年につなげていきましょう。宗谷の、道教組の原動力となる明るい話題が満載の一年になりますように▼

◆今年度最後の宗谷情報です。今年も忙しい合間に読んでいただきありがとうございました。『組合員のみなさんをつなげるためにはどうしたらいい!?』…そんなことを考えながら事務所で過ごしています。2014年も創意工夫を意識して発信していきます。今後とも、よろしくお願いいたします。

3月15日(土)は学習会

青年部学習会「学び座」3月例会：14:00～16:00

臨時教職員部・教採学習会：16:00～

宗谷教育会館にて。お待ちしております。

春は卒業とい別れの季節 だから、組合はあなたをひとりじゃないで！

年度末の今こそ、組織拡大の声を進めよう

子どもたちにとって卒業・進級は、これまでの自分を見つめ上手にステップアップできる大事な節目です。先生にとっても、同様のことが言えます。今年一年間の疲れを癒す間もなく、新たな出逢い、子どもたちが待っています。忙しい春休みとはいえ、この節目に私たちは「勉強しよう」とか「心機一転」とか考えます。そして、異動される先生にとっては、不安でもあり、楽しみでもある春：ではないでしょうか。
こうした一人ひとりの先生のそばに、宗谷教組の分会があつて仲間がいます。学校づくりと人事の学習交流集

会の中では、「異動した先にも組合員の先生がいると思つたら、元気が出た」と語ってくれた先生がいました。そう、組合はあなたをひとりじゃないのです。
だからこの春に、組織拡大の対話をより一層豊かにし、組織拡大・組織強化を進めたいのです。こうした輪がより広がっていくために。
一月から行ってきた、ちょっとお得な組織拡大キャンペーンも残すところわずかの期間です。あなたのそばの先生に「組合のこと、どう思つてる?」「あなたに仲間になつてほしい」と語りかけてみませんか？

5月17日! 学び愛フェスタ!!

全体講演は「まるごと算数」の編集にも携わる先生。

みんなで学びを広げよう!

「学び愛フェスタ実行委員会」が企画・運営する『第22回学び愛フェスタ』が5月17日に行われます。

今年の全体講演は、小学校の先生にはおなじみ「算数まるごとファックス資料集」の編纂にも携わる経験を持つ、愛媛県の元小学校教諭 河野修三 さんをお招きします。「豊かな授業づくりってなんだろう」とか「学ぶって楽しいんだ」と実感できる全体講演になることでしょう。

分科会は実行委員会を中心に、企画・立上げが行われます。そのためにも「こんなコト知りたい、勉強したい」という声が不可欠です。ぜひ、メールでお寄せください。あなたの声が元になって、たくさんの分科会が生まれます。

分科会アイデアはこちらまで

festa@soya-teachers.org

